

法令改正について

法令等の改正動向

(平成31年3月以降)

(1) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H31.3.15	20190308 保局第1号	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)、国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について及び特定設備検査規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程が制定。</p> <p>※H31.3.15付けで施行。 ただし、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(20170718保局第1号)(2)第83条関係、(3)第81条関係及び(4)の改正規定はH31.4.1から、(2)第40条関係及び(3)第41条関係の改正規定はH31.5.1から。</p>

(2) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H31.3.15	20190314 保局第2号	<p>高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領についてが制定。</p> <p>これに伴い、高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について(平成09・03・31立局第38号)は、H31.3.31限りで廃止。</p> <p>※H31.4.1施行。</p>
省令	H31.3.29	経済産業省令 第21号	<p>一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部が改正。</p> <p>※H31.3.29施行</p>

(3) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H31.3.29	20190325 保局第1号	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について及び特定設備検査規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程が制定。</p> <p>※H31.3.29施行。</p>
告示	H31.4.22	経済産業省 告示 第109号	<p>国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部が改正。</p> <p>※H31.5.1施行</p>

(4) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
告示	H31.4.22	経済産業省 告示 第110号	登録免許税法第24条第2項及び登録免許税法施行令第30条の規定に基づき高圧ガス保安法の登録又は認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書を貼り付ける書類を定める件が定められる。 ※H31.5.1施行
省令	H31.4.22	経済産業省令 第48号	容器保安規則の一部が改正されました。 ※H31.5.1施行
通達	H31.4.22	20190418 保局第1号	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程が制定。 ※H31.5.1施行。

(5) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
政令	R1.5.24	政令第12号	<p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正（高圧ガス製造保安責任者試験等に係る手数料の額の一部が改定。）。</p> <p>※R1.10.1施行。 ただし、令和元年度の製造保安責任者試験、販売主任者試験及び液化石油ガス設備士試験については、受験申請期間が施行日（R1.10.1）前に当たるため、旧（改正前）手数料により実施。</p>
法律	R1.6.14	法律第37号	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、高圧ガス保安法の一部が改正。</p> <p>※R1.9.14施行。</p>

(6) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R1.6.24	20190606 保局第1号	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(20170718保局第1号)、特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について(20180323保局第6号)、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について(20180323保局第12号)及び高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について(20190314保局第2号)の一部を改正する規程が制定。</p> <p>※R1.7.1施行。</p>

(7) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R1.6.24	20190606 保局第2号	<p>高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて(20180222保局第4号)の一部を改正する規程が制定。</p> <p>※R1.7.1施行。</p>
通達	R1.6.24	20190606 保局第3号	<p>一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用についてが制定。</p> <p>これに伴い、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(20180323保局第14号)は廃止。</p> <p>※R1.7.1施行。R1.6.30廃止。</p>

(8) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R1.6.24	20190606 保局第4号	<p>液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用についてが制定。 これに伴い、液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について(20180323保局第9号)は廃止。</p> <p>※R1.7.1施行。R1.6.30廃止。</p>
通達	R1.6.24	20190606 保局第5号	<p>コンビナート等保安規則の機能性基準の運用についてが制定。 これに伴い、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について(20180323保局第15号)は廃止。</p> <p>※R1.7.1施行。R1.6.30廃止。</p>

(9) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R1.6.24	20190606 保局第6号	<p>冷凍保安規則の機能性基準の運用についてが制定。 これに伴い、冷凍保安規則の機能性基準の運用について(20180323保局第8号)は廃止。</p> <p>※R1.7.1施行。R1.6.30廃止。</p>
通達	R1.6.24	20190606 保局第7号	<p>容器保安規則の機能性基準の運用についてが制定。 これに伴い、容器保安規則の機能性基準の運用について(20180323保局第10号)は廃止。</p> <p>※R1.7.1施行。R1.6.30廃止。</p>

(10) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R1.6.24	20190606 保局第8号	<p>国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についてが制定。 これに伴い、国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について(20181105保局第4号)は廃止。</p> <p>※R1.7.1施行。R1.6.30廃止。</p>
通達	R1.6.24	20190606 保局第9号	<p>特定設備検査規則の機能性基準の運用についてが制定。 これに伴い、特定設備検査規則の機能性基準の運用について(20181105保局第6号)は廃止。</p> <p>※R1.7.1施行。R1.6.30廃止。</p>

(11) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R1.6.24	20190606 保局第10号	<p>高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規)が制定。これに伴い、高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規)(平成17・03・28原院第5号)は廃止。</p> <p>※R1.7.1施行。R1.6.30廃止。</p>
通達	R1.6.24	20190606 保局第11号	<p>高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際の取扱いについてが制定。これに伴い、高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際の取扱いについて(20161025商局第5号)は廃止。</p> <p>※R1.7.1施行。R1.6.30廃止。</p>

(12) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R1.6.24	20190606 保局第12号	<p>高圧ガス保安法施行令関係告示第2条の運用及び解釈が制定。 これに伴い、高圧ガス保安法施行令関係告示第2条の運用及び解釈について(20140707商局第3号)は廃止。</p> <p>※R1.7.1施行。R1.6.30廃止。</p>
告示	R1.7.1	告示第46号	<p>不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示により、登録免許税法第24条第2項及び登録免許税法施行令第30条の規定に基づき高圧ガス保安法の登録又は認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書を貼り付ける書類を定める件の一部が改正(工業標準化法の一部改正に伴う改正)。</p> <p>※R1.7.1施行。</p>

(13) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
省令	R1.7.1	省令第17号	<p>不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令により、以下の省令の一部が改正（工業標準化法の一部改正に伴う改正）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 容器保安規則 2. 冷凍保安規則 3. 液化石油ガス保安規則 4. 一般高圧ガス保安規則 5. 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則 6. 特定設備検査規則 7. コンビナート等保安規則 8. 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令 9. 国際相互承認に係る容器保安規則 <p>※R1.7.1施行。</p>

(14) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
政令	R1.9.6	政令第87号	<p>高圧ガス保安法関係手数料令の一部が改正。 (消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、高圧ガス製造保安責任者試験及び容器検査等に係る手数料の額の一部が改定。) ※R1.10.1施行。</p>
省令	R1.9.11	省令第36号	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令により、以下の省令の一部が改正。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 容器保安規則 2. 冷凍保安規則 3. 液化石油ガス保安規則 4. 一般高圧ガス保安規則 5. コンビナート等保安規則 <p>施行は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(R1.9.14)から。 ※R1.7.1施行。</p>

(15) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
告示	R1.11.12	告示 第123号	<p>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示及び国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部が改正。</p> <p>※R2.4.1施行。</p>
省令	R1.11.12	省令第41号	<p>容器保安規則等の一部を改正する省令により、以下の省令の一部が改正。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.容器保安規則 2.一般高圧ガス保安規則 3.コンビナート等保安規則 4.国際相互承認に係る容器保安規則 <p>※R2.4.1施行。</p>

(16) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R1.11.12	20191021 保局第1号	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(20170718保局第1号)及び高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規)(20190606保局第10号)の一部を改正する規程が制定。</p> <p>※R1.11.12施行。</p> <p>ただし、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(20170718保局第1号)(9)、(9)の2及び(9)の3の改正規定はR2.4.1施行。</p>
通達	R1.11.29	20191118 保局第2号	<p>特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についての一部を改正する規程が制定。</p> <p>※R1.11.29施行。</p>

(17) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
政令	R1.12.13	政令第183号	<p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正。</p> <p>※R1.12.16施行。</p>
政令	R1.12.18	政令第188号	<p>高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が制定。</p> <p>※R2.4.1施行。</p>

(18) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
省令	R1.12.20	省令第54号	一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令が制定。 ※R1.12.20施行。
通達	R1.12.20	20191206 保局第1号	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程が制定。 ※R1.12.20施行。
告示	R1.12.27	告示 第166号	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部が改正。 ※R2.4.1施行。

(19) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R1.12.27	20191127 保局第2号	<p>「高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について(20190314保局第2号)」及び「容器保安規則の機能性基準の運用について(20190606保局第7号)」の一部を改正する規程が制定。</p> <p>※R1.12.27施行。 ただし、容器保安規則の機能性基準の運用について(20190606保局第7号)の改正規定は、R2.4.1から。</p>

法令改正について

改正の内容

(1) 定期自主検査について期間設定の明示

基本通達において、定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、前回の保安検査の日から1年を経過した日の前後1月以内(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後3月以内)に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能であることが明示された。

(2) LPガス容器の充填期限表示方法の見直し

改正前：LPガス容器について再検査期限を和暦で表示

改正後：LPガス容器について再検査期限を西暦で表示

※令和元年10月31日までの間に表示をする容器については、なお従前の例によることができた。

(3) 液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドに関する技術基準の整備

液化水素を液体のままポンプにより高圧に昇圧した後に気化させることで高圧の圧縮水素を製造する方法（液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンド）の実用化に伴い、必要な安全対策等を圧縮水素スタンドの技術基準に追加する改正が行われた。

(ア) 技術基準の対象範囲見直し

第1種製造者である圧縮水素スタンドの技術基準における液化水素使用時の圧力上限(1MPa未満)が撤廃された。
第2種製造者は今回の改正の対象外。

(イ) 離隔距離規定の整備

高圧の液化水素の通る部分と火気を取り扱う施設や敷地境界との間で確保すべき距離について、高圧の液化水素の通る設備から水素ガスが噴出した時の影響に関する実験結果を踏まえ、圧縮水素の場合よりも長い距離を確保する規定を設けた。

- ・常用の圧力が40MPaを超える部分・・・10m
- ・常用の圧力が1MPa以上40MPa以下・・・9m

(ウ) 安全措置規定の技術基準への追加

- ・ 常用の圧力の高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力の低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止する措置
- ・ 液化水素昇圧ポンプ及びこれに接続される送ガス蒸発器と圧力が10MPa以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は当該ガスの容器置場との間に障壁を設けること
- ・ 常用の圧力が1MPa以上の液化水素を製造する液化水素昇圧ポンプには、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること
- ・ 常用の圧力が1MPaを超える液化水素の送ガス蒸発器について液化水素を気化する能力が不足したときに速やかに送液を遮断するための措置を講ずること
- ・ 液化水素昇圧ポンプとディスペンサーとの間に障壁を設置すること

(エ) 完成検査及び保安検査の方法に関する規程の整備
液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドに必要な技術
基準項目に関する、①完成検査の方法、②保安検査の方
法について規定された。

(オ) 例示基準の整備

例示基準について技術基準の改正に伴う見直しが行わ
れた。また、液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドの低
温で使用する材料について、安全性が確認された範囲に
ついて例示基準に規定された。

(4) 第二種特定設備における特定則例示基準別添7の圧力制限等の見直し

第2種特定設備(設計係数が3.5の設備)に関する例示基準別表7は、その適用範囲が20MPa以下と制限されていたが、**圧縮水素スタンドの特定設備における圧力制限が撤廃された。**

第二種特定設備の規定を準用して強度の算定を行う水素スタンドの設備について、耐圧試験を常用圧力の1.3倍の圧力とすることとなった。

⇒**圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドの配管及び導管**

(5) 容器再検査のための充填行為等に係る解釈の 明確化

圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド、圧縮水素スタンド並びに移動式圧縮水素スタンド等において容器再検査の準備のみを目的として実施する充填行為等については、「高圧ガスの製造」に該当しない「再検査充填」等である旨を明記するとともに、当該行為において、保安の確保のために注意すべき事項を明記。

※令和2年4月1日から施行